

新潟市人権教育・啓発推進委員会開催要綱

(目的)

第1条 本市の人権教育及び啓発の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、新潟市人権教育・啓発推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 新潟市人権教育・啓発推進計画の策定及び実施等に関する事項
- (2) 新潟市人権に関する市民意識調査の実施等に関する事項
- (3) その他本市の人権教育及び啓発の円滑な実施に関する事項

(構成員)

第3条 委員会は、委員9名以内で構成し、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の職員
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。
- 3 次のいずれかに該当する者を再任する場合は、前項の規定を適用しないことができる。
 - (1) 所掌事務に密接な関連を有する団体からの推薦により選任している者又はこれに準ずると認められる者
 - (2) 専門知識、経歴等に照らし、他の者に替えがたいと認められる者

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の進行を行う。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要的都度市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 委員会の会議は、公開とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部広聴相談課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年5月20日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 「新潟市人権教育・啓発推進計画（仮称）」策定委員会設置要綱（平成 18 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

3 「新潟市人権教育・啓発推進懇談会開催要綱」（平成 23 年 5 月 18 日施行）は廃止する。

附 則

4 この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。